

# 別添資料



## 令和 7 年度税務職員採用試験要綱

- **概要** 国税局や税務署において、「税のスペシャリスト」として働く税務職員（国家公務員）を募集します。
- **受験資格** 1 令和 7 年 4 月 1 日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して 3 年を経過していない者及び令和 8 年 3 月までに高等学校又は中等教育学校を卒業見込みの者  
2 人事院が 1 に掲げる者に準ずると認める者

■ **試験の程度** 高等学校卒業程度

- **申込方法等** インターネット申込み  
○次のアドレスへアクセスし、説明に従い入力する。  
<https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>  
○受付期間  
令和 7 年 6 月 13 日（金）午前 9 時～ 6 月 25 日（水）[受信有効]



人事院  
(インターネット申込)

## 【インターネット申込みができない環境の場合】

- 問合せ先  
希望する第 1 次試験地を所轄する国税局（沖縄国税事務所）

- **試験日** 第 1 次試験日 令和 7 年 9 月 7 日（日）  
第 2 次試験日 令和 7 年 10 月 15 日（水）～10 月 24 日（金）までの間の第 1 次試験合格通知書で指定する日
- **合格者発表日** 第 1 次試験合格者 令和 7 年 10 月 9 日（木）  
最終合格者 令和 7 年 11 月 18 日（火）

- **問合せ先** ○インターネット申込みに関する問合せ  
人事院人材局試験課 TEL：03-3581-5311 内線 2333  
午前 9 時～午後 5 時（土・日曜日及び祝日等の休日は除く。）
- 上記以外での問合せ  
関東信越国税局人事第二課試験係 TEL：048-600-3111 内線 2097  
午前 9 時～午後 5 時（土・日曜日及び祝日等の休日は除く。）



国税庁  
(税務職員採用試験)



人事院  
(採用情報 NAVI)



承認酒類製造者の皆様へ

**租税特別措置法第 87 条第 7 項に定める「実績報告書」の提出について**

平素は、税務行政及び酒類行政につきまして御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

承認酒類製造者の皆様は、事業計画書に記載した目標の達成状況等について、毎年度、その年度（4月1日から翌年3月31日まで）の終了から2か月以内（5月31日まで）に、承認通知を行った税務署に「実績報告書」を提出していただく必要があります。

なお、期限までに「実績報告書」の提出が無い場合は、その年度における酒税の軽減は適用されなくなり、遡って軽減相当額を納税していただく必要が生じます。

**必要な報告手続**

提出先：酒税特例措置を受ける酒類製造者の承認通知を行った税務署

提出書類：「実績報告書」

「別葉 1 及び別葉 2」（酒類業実態調査表を提出している場合は不要※）

※国税庁が毎年実施する「酒類業実態調査」の調査表の提出がない場合には、実績報告書の提出とは別に、売上高、売上原価並びに販売費及び一般管理費並びに酒類の品目別の売上金額その他の酒類製造業の経営に関する事項を別葉 1 及び別葉 2 にて提出していただく必要が生じますので、ご注意ください。

「完全支配関係を系統的に示した図」（該当者のみ※）

※該当者は、実績報告書の「完全支配関係の該当の有無」欄の「有」にチェックを入れた承認酒類製造者です。

提出期限：対象年度の翌年度の 5 月 31 日※

※令和 7 年度においては、5 月 31 日が土曜日のため、6 月 2 日(月)まで

**実績報告書様式**

ホーム>税の情報・手続・用紙>お酒に関する情報>トピックス  
>租税特別措置法第 87 条関係>酒税特例措置に関する手続>実績報告  
([https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/sake/annai/0023008-078\\_04.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/sake/annai/0023008-078_04.htm))



※当初承認を受けた事業計画書の記載内容を変更する場合には、実績報告書の提出前に「事業計画書〔変更用〕」を提出する必要があります。

**【お問合せ先】**

酒類製造場の所在地を所轄する税務署を担当する酒類指導官  
(裏面をご確認ください)

&lt;裏面&gt;

## 【関東信越国税局管内】

酒類指導官 設置署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号 (酒類指導官直通)
水戸	日立、太田、潮来	310-8666	水戸市北見町1番17号	029-231-4323
土浦	古河、下館、竜ヶ崎	300-8601	土浦市城北町4番15号	029-822-4669
宇都宮	足利、栃木、佐野、鹿沼、 真岡、大田原、氏家	320-8655	宇都宮市昭和2丁目1番7号	028-621-2249
前橋	高崎、桐生、伊勢崎、沼田、 館林、藤岡、富岡、中之条	371-8686	前橋市大手町2丁目3番1号 前橋地方合同庁舎	027-224-4498
熊谷	川越、行田、秩父、所沢、 本庄、東松山	360-8620	熊谷市仲町41番地	048-521-5869
浦和	川口、西川口、大宮、 春日部、上尾、越谷、朝霞	330-9590	さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-5490
新潟	新潟、巻、新発田、村上、 佐渡	951-8685	新潟市中央区西大畑町5191番地	025-229-2205
長岡	三条、柏崎、小千谷、 十日町、糸魚川、高田	940-8654	長岡市千歳1丁目3番88号 長岡地方合同庁舎	0258-35-8738
長野	上田、信濃中野、佐久	380-8612	長野市西後町608番地の2	026-234-4383
松本	飯田、諏訪、伊那、大町、 木曾	390-8710	松本市城西2丁目1番20号	0263-39-3289

## 【国税庁ホームページに掲載されている制度詳細等】

## ○租税特別措置法第87条関係について

ホーム>税の情報・手続・用紙>お酒に関する情報>トピックス  
>租税特別措置法第87条関係  
(<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/sozei/index.htm>)



## ○実績報告書等のモデルテキスト

ホーム>税の情報・手続・用紙>お酒に関する情報>トピックス  
>租税特別措置法第87条関係>事業計画書作成セミナー等について  
>事業計画書等モデルテキスト  
(<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/sozei/pdf/0023008-100.pdf>)



## ○事業計画書作成セミナーの様式

ホーム>税の情報・手続・用紙>お酒に関する情報>トピックス  
>租税特別措置法第87条関係>事業計画書作成セミナー等について  
>事業計画書作成セミナーの様式  
([https://youtu.be/a\\_IP2ZQuKBA](https://youtu.be/a_IP2ZQuKBA))

